民生文教常任委員会

１　開　　議　　令和８年６月２３日（火）　午前１０時００分

２　場　　所　　委員会室１

３　付議事件及び順序

日程第　１　議案第５６号　大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　２　議案第５７号　大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例及び大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	岡野	忠	出席
副委員長	内藤	幹夫	出席
委員	伊賀	純	出席
	髙瀬	重嗣	出席
	君島	孝明	出席
	大塚	正義	出席
	前田	則隆	出席

当局	保健福祉部長	小林	さと子　出席
	教育部長	伊藤	甲文　出席
	こども支援課長	安部	広伸　出席
	スポーツ振興課長	若林	操　出席

事務局	伊東	佳子	出席

◎開　　会

午前１０時００分　開会

○委員長（岡野　忠）　ただいまの出席委員は７名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、教育部長、こども支援課長、スポーツ振興課長であります。

◎議案第５６号　大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡野　忠）　それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第１、議案第56号　大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（小林さと子）　保健福祉部長の小林です。よろしくお願いいたします。

議案第56号　大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところではありますが、本日は所管の安部こども支援課長が同席しておりますので、改めてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡野　忠）　こども支援課長。

○こども支援課長（安部広伸）　議案第56号　大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

253ページの議案書補助資料を御覧ください。個人番号の利用は番号法に定められた事務であります法定事務に限定されておりますが、社会保障や地方税、防災に関する事務やその他の事務であって、市が条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきましても個人番号を利用することができます。本市では、本条例におきまして既にほかの独自利用事務を定めておりますが、今回、住民サービスの向上や行政の効率化等を目的といたしまして、新たに３つの事務を独自利用事務に追加することから、関係部分を改正するものであります。

250ページを御覧ください。次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正をいたします。別表第１につきまして、第７項に母子保健法第17条の２第１項の規定によります産後ケア事業に関する事務を、第８項に児童福祉法第６条の３第19項の規定によります子育て世帯訪問支援事業に関する事務を、第９項に低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に関

する事務を追加いたしまして独自利用事務として規定いたします。

別表第２につきましても、第６項に産後ケア事業に関する事務を、第７項に子育て世帯訪問支援事業に関する事務を、第８項に低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に関する事務を追加いたしまして、それぞれの事務で利用する特定個人情報は「住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの」と規定いたします。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、議案第56号の説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡野　忠）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤幹夫）　補助資料253ページの概要に、住民サービスの向上や行政の効率化等を目的とすると記載されておりますが、具体的にはどういった内容になるのかお伺いいたします。

○委員長（岡野　忠）　こども支援課長。

○こども支援課長（安部広伸）　この改正で、特に市外から転入された方が事業の利用等を希望した際になりますが、利用料や利用決定のために必要な所得証明書等の書類を自分で取得する必要がございますが、今回、独自利用事務となることによりまして、担当課で確認が可能になるため、申請者が書類を取るための手数料や移動にかかる負担がなくなるほか、提出書類の不備等が減少し、職員や市民の負担軽減が期待されるものと考えております。

○委員長（岡野　忠）内藤委員。

○委員（内藤幹夫）　今回３つの事務が追加されたということなのですが、こちらの事務は今年度から開始になった事務なのか、いつからなのかお聞きいたします。

○委員長（岡野　忠）　こども支援課長。

○こども支援課長（安部広伸）　それぞれの事務につきましては、この事業が始まった頃から実施はしておりますけれども、今回この独自利用事務に設定することによりまして、先ほどご説明いたしました市民の方から提出していただく書類をこども支援課で確認ができるようになるということになります。

今回の改正によりまして、今後、個人情報保護委員会に書類を提出させていただきまして、１月末から２月頃までに国の方から決定をいただきまして、市の内部で要綱等の制定をして、実際に事務が可能になるのは来年度４月からと予定をしております。

○委員長（岡野　忠）　大塚委員。

○委員（大塚正義）　253ページの補助資料にございますが、この３項目にマイナンバーを使用するということなのですが、これらは市のデータベース等に３項目を追加するというイメージでよろしいのでしょうか。

○委員長（岡野　忠）　こども支援課長。

○こども支援課長（安部広伸）　データベースに追加するということではなく、個人番号を利用するために国に独自利用事務として個人番号を使いたいという許可をいただかなくてはならないのですけれども、許可をいただくために市の方でこの独自利用事務に条例で設定する必要があるものですから、そのための改正になります。

○委員長（岡野　忠）　大塚委員。

○委員（大塚正義）　今回の条例改正につきましては、申請するためということだと思うのですが、そうしますと市の全体的なデータベースがあると思うのですが、それらの改正も発生するというような手直しが発生するのか、多分、役所の内部で担当者がこれらの３つの事務をデータベースに項目を追加してチェックか何かで使えたり使えなかったり、そういうような手直しが発生するかと思うのですが、そういったところも含めて今回のこの条例改正をやって連続的に使用できるようになるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（岡野　忠）　こども支援課長。

○こども支援課長（安部広伸）　市内部の情報の利用につきましては、今後要綱改正等を行って利用可能ということになります。システム的には大きな改正はなくできるものと考えております。

○委員長（岡野　忠）　ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野　忠）　意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第56号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（岡野　忠）　異議なしと認めます。

よって、議案第56号　大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第５７号　大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例及び大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡野　忠）　次に、日程第２、議案第57号　大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例及び大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（伊藤甲文）　教育部の伊藤です。私の方から議案第57号　大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例及び大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、さきの本会議におきまして提案理由等々を説明申し上げましたが、本日は若林スポーツ振興課長から改めて改正内容につきましてご説明申し上げます。何卒よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡野　忠）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（若林　操）　議案第57号　大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例及び大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料261ページを御覧ください。令和９年度に施設の老朽化により黒羽体育館を廃止するとともに須賀川体育館（旧須賀川小学校体育館）の設置、管理の根拠をほかの学校跡地運動場と同様にするため、大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例に移管することにより、大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例で設置及び管理を行う施設が大田原体育館と武道館になります。大田原体育館と武道館は同一場所に所在していることから、統合して大田原体育館と称し種類を体育館と武道館に分けるための改正でございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので254ページを御覧ください。第１条 大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、名称を「大田原体育館の設置及び管理に関する条例」に変更いたします。

第１条では黒羽体育館、須賀川体育館を削り、大田原体育館と武道館をあわせて大田原体育館と称することにし、第２項で名称と位置を示し、255ページにまいりまして、第３項で施設の種類を体育館と武道館に分けました。

第２条から第６条までは文言の修正になります。

256ページにまいりまして、第７条はこれまで本条例で管理しておりました須賀川体育館を別条例に移管するため削ります。

新第７条では須賀川体育館の使用料の記載を削り、第３項に還付の規定を加えます。

第８条から第11条までは条ずれ、文言の修正となり、257ページにまいりまして、第12条の職員の規定を削ります。

別表につきましては、第３項の黒羽体育館の使用料部分を全て削ります。

260ページにまいりまして、第２条の大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

先ほど説明しました条例において須賀川体育館を削りましたので、この条例に名称を「須賀川運動場」、施設を「体育館」として加えます。

最後に附則として公布の日から施行いたします。

なお、この条例改正により須賀川体育館の休日の利用時間が変更になるほかは、大田原体育館、須賀川体育館ともに利用方法など運用について変更になる事項はございません。

以上です。

○委員長（岡野　忠）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀　純）　黒羽体育館の廃止ということで、今後の解体の予定をどのようにお考えなのかお伺いします。

○委員長（岡野　忠）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（若林　操）　ただいま取壊しに関する実施設計をやっている最中でございます。その

結果において、どのような取壊し方法をしていくか詳細について詰めている段階なのですけれども、予定といたしましては令和９年度に取壊し工事の着工を予定しております。

○委員長（岡野　忠）　伊賀委員。

○委員（伊賀　純）　256ページ、第７条第３項の既納の使用料なのですけれど、「教育委員会が規則で定める理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。」ということ、これは具体的にどのようなときに還付があるのかお伺いします。

○委員長（岡野　忠）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（若林　操）　基本的に使用料は還付しないということが前提にありまして、還付できる理由というのは市において理由があって使用を中止させるとき、もしくは使用者の責任において利用ができなくなるものではなく、何か事故等で利用できなくなったとか、要は使用者の責任に属さない理由で使用ができなくなったときには還付できるという規定になってございます。

○委員長（岡野　忠）　伊賀委員。

○委員（伊賀　純）　257ページ、第10条の「備付けの器具を毀損し、」というところなのですけれど、私もいろいろ相談を受けて、経年劣化によってもお金を請求されることがあるのだとお伺いしたことがありまして、そのときの基準というか判断はどのようにされるのかお伺いします。

○委員長（岡野　忠）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（若林　操）　細かい規定は設けてないというのが正直なところですが、明らかに施設もしくは器具の瑕疵が認められる場合については請求しないことになると思いますが､それが認められず、要は乱暴な使用によって破損した場合に請求することになると思うのですが、事例としてはそうそうあるものではないのでその都度対応するということにしている、としか今のところ回答できないです。

○委員長（岡野　忠）　内藤委員。

○委員（内藤幹夫）　補助資料261ページ､改正内容（４）ですが､新名称が大田原体育館となっております。この表記を見た際に､武道館がなくなったのではないかと思う方がいるのではないかと推察するのですが、今回の名称変更で武道館を外した背景というか経緯についてお伺いいたします。

○委員長（岡野　忠）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（若林　操）　皆さんご存知だと思いますが、同一場所に建っている建物で、今まで体育館、武道館と２つに施設を分けて管理していたということなのですが、基本的に予算もそうですし同じ扱いでやっております。また令和８年４月から新システムにより予約等ができるようになりまして、そこでは名称が大田原体育館、武道館と２つ出ているということで、なくなったというイメージを持たれるかもしれないのですが、利用者については今まで使っている方が多いということで、なくなったというイメージは申し訳ないですが想定しておりませんでした。ただ、予約システムにおいてはきちんと表記しておりますので混乱はないかなと判断しております。

○委員長（岡野　忠）　内藤委員。

○委員（内藤幹夫）　予算とか管理を一体的にやっているということで、名称をひとつにしたという形なのですかね。所在地ももともと一緒だったということで。

○委員長（岡野　忠）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（若林　操）　それも理由のひとつなのですが、今までこの条例において管理していた施設が４施設ということなのですが、黒羽体育館が廃止、須賀川体育館が移管、そして同一場所に建物がつながりでひとつあるという形で、ひとつの建物をひとつの施設で管理という方がシンプルで管理しやすいという判断もあると思います。

○委員長（岡野　忠）　髙瀬委員。

○委員（髙瀬重嗣）　261ページの議案書補助資料なのですけども、改正内容（１）で「体育施設を統合し、廃止し、及び移管することで、」となっているのですが、この統合、廃止に関することで市民のスポーツ振興に与える影響というか、例えば、黒羽だと多分黒羽中学校を使うことになるのでしょうかね。市民がスポーツをする上で予約が取りにくくなるとか、そういった影響はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡野　忠）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（若林　操）　黒羽体育館を廃止することによって、当然これまで利用していた方がほかの施設に移動して利用しなくてはならないということは把握しております。今現在、黒羽地区で体育館を利用できる学校が５校ございまして、その体育館を利用して活動しているのかなというふうに判断しておりますが、全ての学校の体育館で利用が埋まっているわけではなく、今現在は調整して利用ができているというふうに判断しております。

○委員長（岡野　忠）　大塚委員。

○委員（大塚正義）　今回、黒羽体育館とかが廃止になりますよというようなことで、除外されたということなのですが、須賀川が須賀川運動場という名称になりますということなのですが、それらの利用申込みの窓口につきましては黒羽支所が窓口でよろしいのでしょうか。

○委員長（岡野　忠）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（若林　操）　須賀川運動場につきましては、ちょっとここだけ特別でありまして、旧須賀川小学校の校舎と校庭につきましては、フィルムコミッションの関係で商工観光課で管理しております。この関係で須賀川運動場の体育館につきまして所管はスポーツ振興課なのですが、申込みや利用許可などは商工観光課で実際行っておりまして、この改正により運用が変わるわけではなくて以前も旧須賀川小学校に関しては、商工観光課で受付けをしていたということになりますので、変更はございません。

○委員長（岡野　忠）　大塚委員。

○委員（大塚正義）　須賀川運動場はそういうようなことで商工観光課、黒羽支所の中にある左のところですよね。もう一つ、黒羽運動公園の受付けは今まで黒羽体育館の事務所だったかと思うのですが、それらが支所の方にこれからは移動ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（岡野　忠）　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（若林　操）　この改正でということではございませんが、黒羽地区の施設については黒羽支所の方に委託をしております。

○委員長（岡野　忠）　ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野　忠）　意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第57号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（岡野　忠）　異議なしと認めます。

よって、議案第57号　大田原市立体育館並びに武道館の設置及び管理に関する条例及び大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散　　会

○委員長（岡野　忠）　本日は、以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

午前１０時２３分　散会

民生文教常任委員会　委員長